

フェルスターとヴィヘルン

——フェルスターのヴィヘルン評価について——

大 西 勝 也

はじめに

小論は、F・W・フェルスター（Friedrich Wilhelm Foerster：一八六九—一九六六）のJ・H・ヴィヘルン（Johann Hinrich Wichern：一八〇八—一八八一）についての解釈に注目し、その解釈・評価の妥当性を、ヴィヘルンの教育論を読み解く中で、検討することをめざしている。このことは、ヴィヘルン評価の視座をフェルスター自身の思想の広がりの内に捉え直すという、次回以降の作業へとつながっていく。

フェルスターは、その論を展開するに当たって、他の思想家がそうであるように、多くの人物とその思想に言及している。そして、その言及から、フェルスターが誰の思想に共感し、あるいは、誰の思想から影響を受けたかが、ある程度推察できる。ここで取り上げるヴィヘルンもそうした人物の一人であるが、プラトン、カント、あるいは、

ペスタロッチーのようにたびたび引用する人物ではない。従つて、これまでのフェルスター研究において、フェルスターとヴィヘルンの関わりについて主に論究するものは見当たらない。例えば、フェルスター研究の代表的な著作と言える、F・ペゲラーの研究書⁽¹⁾をみても、ヴィヘルンについての言及はみられない。

しかし、フェルスターのヴィヘルンに対する評価は極めて高く、しかも、その思想の根底には相通ずるモチーフがみてとられるように思われる。更に、ヴィヘルンが、フェルスターの祖国ドイツに残した足跡を辿るとき、ドイツにおけるヴィヘルンの教育思想家並びに教育実践家としての位置はかなり大きい、と考える。そうしたことから、フェルスターがヴィヘルンを重要な教育家として注目し、その論を展開していることの重みを見逃すわけにはいかない。

一、フェルスターとヴィヘルンの略歴

①フェルスターの略歴

フリードリヒ・ヴィルヘルム・フェルスターは、一八六九年にベルリンで生れた。父は天文学者でベルリンの天文台の所長であつた、ヴィルヘルム・ユリウス・フェルスターである。

F・W・フェルスターは、フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ギムナジウムを経て、一八八九年から一八九三年にかけて、哲学、国家経済学、生理学をフライブルクとベルリンで学ぶ。

一八九二年、フェルスターの父は、新設された「ドイツ倫理文化協会」の初代会長となり、フェルスター自身は協力者となる。

一八九三年、フェルスターは、シュタインマン教授とリール教授と共に、ドイツ倫理文化協会のフライブルク支部を設立した。同年、フェルスターはフライブルクで学位請求論文「純粹理性批判に至るカント倫理学の發展過程」を執筆。同年、ドイツ倫理文化協会での仕事の準備で、イギリスに旅した。

一八九五年、ドイツ倫理文化協会の「社会倫理改革のための週刊誌」である『倫理文化』の責任編集者となる。（一八九九年六月まで。そして、それから一九〇三年まで共同編集者を務める。）同年、「皇帝と社会民主主義」（論文）を著わすが、それがもとで、訴訟が起こり、不敬罪の有罪とされ、三ヶ月の禁固刑が言い渡される。

一八九六年、ヴァイビゼルミュンデ・ダンツィヒで三ヶ月の禁固刑に処せられる。

一八九六—一九〇三年、チューリヒで、「国際倫理連盟」の事務局長となる。同時に、三ヶ月毎の「倫理運動についての報告」の編集をドイツ語、英語、そして、フランス語で行う。

一八九七—一九〇三年、フェルスターは、チューリヒとルツェルンで、子どもや青少年のための倫理教育の講習会を催した。

一八九八年、チューリヒ大学で大学教授資格を取得する。大学教授資格論文のタイトルは、「意志の自由と倫理的責任」であった。

一八九八年—一九一二年、チューリヒ大学で、私講師を務める。そして、一九〇一年から、スイス連邦の技術単科大学でも私講師を務める。

一八九九年、アメリカで、学術調査旅行及び講演活動を行なう。この年、キリスト教信仰への転向が始まる。

一九〇三年、フェルスターは、「ドイツ倫理文化協会」における共同作業を断わり、「国際倫理連盟」の事務局長を退いた。

一九〇四一一九〇九年、フェルスターは、教育書のベストセラーを公刊したが、それらはほとんど全ヨーロッパの言語に翻訳された。

一九一〇年、フェルスターの書「自律と自由」が公刊される。それにより、フェルスターは、文化と信仰における平和の首唱者となつた。

一九一三一一九一四年、フェルスターは、ウイーン大学で、哲学と教育学の員外教授を務める。

一九一四一一九二〇年、ミュンヘン大学で、教育学の正教授を務める。

一九一六年、論文「平和の立場」、「大ドイツ批判の光の中でのビスマルクの仕事」を発表。

一九一七年、ウイーン近郊のライヒエナウ城で、フェルスターは、カール皇帝と、ドナウ王国の再編について協議する。同年、フェルスターは、著書「教育と自己教育」を公刊する。彼はこの自著を「教育の哲学」への試みと位置づけた。同年、フェルスターは、ミュンヘンのホテル「四季」で、大勢の聴衆に向かつてウィルソンの首唱する平和の発議を語り、説明した。それに対して、ドイツ国内の諸々の新聞は、ウィルソンの首唱する平和をフェルスターの説く平和とみなして、中傷した。そもそも、ドイツ国内の諸々の新聞は、フェルスターが言うところの平和を嘲っていたのである。

一九一八年、フェルスターの著書「公民教育」が公刊されるが、増補された第三版以降は、「政治倫理と政治教育」

と改題される。

一九一八—一九一九年、フェルスターは、スイスにおけるバイエルン政府の公使を務める。

一九一九年、フェルスターはすでに第一次世界大戦時に記していた書「世界政治と世界の良心」を出版した。同年、「新チューリヒ新聞」の紙上で、フェルスターは、パリ・ベルサイユの条約草案を公然と拒否した。

一九二〇年、フェルスターは、週刊誌『人道』で、平和についての自らの声明を公にした。そこには、ドイツの政治的再生のための三十六の指導原理が記されている。同年、フェルスターはボーランドの科学アカデミーの一員に選ばれた。フェルスターは、「軍国主義的かつ国家主義的ドイツに対する私の闘い」という自伝的書を公刊したが、この書によって、とりわけ好戦的・国家主義的人たちはフェルスターを憎むようになった。

一九二一—一九二八年、フェルスターは、平和主義を主唱する定期刊行物『人道』の指導的協力者として、平和のための政治的成人教育に関わるおよそ千四百の緊急の寄稿を行っている。また、宗教的成人教育についてのフェルスターのスタンダード的作品とも言える「キリストと人間的生」が公刊される。同年、雑誌『人道』に掲載されたフェルスターの論文を集めた、「フェルスター論文集Ⅰ」が刊行される。タイトルは「応用される政治倫理」であった。

一九二三—一九二六年、フェルスターは、家族と共にスイスで生活をする。

一九二三年、著作「青少年の心、青少年運動、青少年の目標」により、フェルスターは、ドイツの青少年を世界平和の構築のための協働へと鼓舞しようとした。

一九二四年、雑誌『人道』に掲載されたフェルスターの論文を集めた、「フェルスター論文集Ⅱ」が刊行された。タイトルは、論文集Ⅰと同じ。

一九二五年、フェルスターは、宗教教育の作品「宗教と性格陶冶」をチューリヒとライプチヒにて公刊した。

一九二六年一九三七年、フェルスターは家族と共にパリで生活を行なう。

一九二六年、フェルスターは、ドイツ国民のキリスト教的革新のための指導原理を含んだ小さな著作「祖国愛、国家主義、そして、キリスト教」をベルリンで公刊した。

一九三〇一九三三年、フェルスターは、パリから、ベルリンにいた友人のハンス・シュヴァンを通して、自分の雑誌『時代』を、根本的な平和への方向づけとなるべく、出版した。

一九三二年、フェルスターは、ベルリンで「世界の危機と心の危機」、そして、「戦争という罪の支配的特徴」という二つのパンフレットを公刊した。

一九三三年、フェルスターの全作品が、国家主義者により禁じられた第一のリストに載つた。同年、フェルスターの名は、ナチス政府によりドイツ国籍をはぐ奪される第一のリストに載せられた。同年、フェルスターは、センセーションをまき起した、ナチス・ドイツに反対するパンフレットを公刊した。即ち、「ドイツ国民の致命的病氣」。

一九三四年、フェルスターは、チューリヒで、二つの小さな教育書を公刊した。即ち、「私たちは毎日何を体験するのか。少年少女との対話」、そして、「性格吟味。青少年のことば」。

一九三五年、フェルスターは、ルツェルンで時代批判の書「永遠の光と人間の暗黒」を著した。同年、フェルスターは、良心を失った国家主義のことをヴァチカンに訴えた。

一九三六年、フェルスターは、ルツェルンで、第二次世界大戦における最後の教育書「古い教育と新しい教育」を公刊した。

一九三七一一九四〇年、フェルスターは、家族と共にスイス近くのサヴォイ（フランス南東部）の小村モルネに住んだ。

一九三八年、教皇ピウス六世が、ザルツブルグ司教ジギスマント博士を通して、フェルスターに、その宗教的教育活動に対して、祝福を伝えた。

一九四〇年、フェルスターは、ナチズムを逃れ、ヨーロッパからスペイン、ポルトガル、リオデジャネイロ、そして、アメリカへと移り住んだ。

一九四〇一一九六三年、フェルスターは、家族と共にニューヨークで生活をする。

一九四八年、ライプチヒ大学の神学部（プロテスタンント）が、フェルスターに、「文化哲学者」及び「国民の教育者」として称号を与えた。

一九五一年、「フリードリヒ・ヴィルヘルム・フェルスター協会」がボンに設立される。

一九五三年、フェルスターの回顧録「体験された世界史・一八六九一一九五三」が出版される。

一九五九年、教皇ヨハネス二十三世は、タルディイニ枢機卿を通して、九十歳の教育学者かつ著名な著述家に、祝福を伝えた。同年、フェルスターのヘルダー・ポケットブック「ユダヤ人問題。イスラエルの不可思議について」が公刊される。

一九六一年、フェルスターは、その政治的遺言状とも言われた書「ドイツ史と政治倫理」を公刊した。

一九六三年一一九六六年、年老いたフェルスターは、チューリヒ近郊のキルヒベルクのサントリウムで暮らし、そこで死を迎えた。

一九六三年、教皇パウロ六世は、フェルスターに挨拶と祝福のことばを伝えた。

一九六四年、ドイツ連邦共和国大統領ハインリヒ・リューブケは、フェルスターの九十五歳の誕生日を祝つた。

一九六六年、フェルスターの死後、プロテstant、カトリック、そして、ユダヤ教の信者の指導者たちが、フェルスターを、最後の時まで宗教的平安の道を開く人間であつた、と証した。⁽²⁾

②ヴィヘルンの略歴

ヨハン・ヒンリヒ・ヴィヘルンは、一八〇八年、ハンブルクに生まれた。父は法務官であつた。

一八二八—一八三一年、ヴィヘルンは、ゲッチンゲンやベルリンの大学で学ぶ。ルター、シュライエルマッハー、リュツケ（シュライエルマッハーの弟子）、信仰覚醒運動の担い手であつたコットヴィッツやネアンダーらの影響を受ける。

一八三二年、ハンブルクで神学試験に合格し、ハンブルクの信仰覚醒運動の指導者フオテンブルク牧師が設立した日曜学校で働く。

一八三三年、ヴィヘルンは、ハンブルクに、不良で誤った道に入った子どもたちのための教育施設「ラオエス・ハウス」を設立する。

一八四四年、ドイツの国内的規模でのキリスト教社会教育運動、所謂、「国内伝道」の実現に向けての機関誌「フリーゲンデ・ブレッター」を公刊する。

一八四八年、ヴィツテンベルクのドイツ福音主義教会会議におけるヴィヘルンの国内伝道についての演説。

一八四九年、プロイセン政府及び福音主義教会の公認の下に、国内伝道の歩みが開始される。（尚、ラオエス・ハウスの活動は、国内伝道の一部として位置づけられている。）同年、ヴィヘルンの主著「ドイツ福音主義教会の国内伝道」が公刊される。

一八五七年、ヴィヘルンは、プロイセン政府より、内務省委任顧問官としてプロイセンの刑務所制度の監督及び改善を委託される。

一八五八年、ヴィヘルンは、第一のラオエス・ハウスとも言える「ヨハネス・シュティフト」をベルリンに創設した。

一八八一年、ヴィヘルン永眠。⁽³⁾

国内伝道は、第二次世界大戦の一時期を除いて最近まで活動を続けている。一九七六年に、国内伝道と、第二次世界大戦後に組織された「福音主義救済事業局」とが合同して「奉仕事業局」となり、最近に至っている。ラオエス・ハウスもヨハネス・シュティフトの活動も同様である。

略歴にも表われているように、フェルスターが主に思想家として活躍したのに対し、ヴィヘルンは主に実践家として本領を發揮した、と言える。

とは言え、二人ともドイツの教育界に精神的影響を与えたことは確かである。今日でもその著作は古典的名著として読まれているし、また、同じく古典的名著として評されるH・ノールの主著「ドイツにおける教育運動とその理論」においても、二人の教育史上の貢献・業績について言及されている。

フェルスターの精神はフェルスター協会に、ヴィヘルンの精神は奉仕事業局に、それぞれ制度的形態としても引き継がれている。

また、現在、日本における西洋教育史のテキストのスタンダードの一つと言える、長尾十三一の「西洋教育史」⁽⁶⁾にも、フェルスターとヴィヘルンは取り上げられている。

こうしたことからみても、二人に対しても一定の評価が定着しているとみてよい。

二、フェルスターのヴィヘルン評価

さて、フェルスターの諸々の著書名からもうかがえるように、フェルスター思想において重要と思われる概念、別様に言うならば、キーワードがいくつかある。自由、従順、自律、権威、平和、倫理、文化、政治、民主主義、宗教、性格、意志、罪、償い、罰、国家、公民教育…。

このフェルスターが、ヴィヘルンの思想や活動をどのように解釈・評価したのであろうか。その捉え方は妥当だったのであろうか。こうした点について考察を加えてみる。その際、フェルスターのヴィヘルン評価に関わると思われる、ヴィヘルンの言説を、フェルスターが直接言及していない箇所も視野に入れて読み解く必要がある。というのも、フェルスター自身のヴィヘルンについての叙述は分量的に多いとは言えず、説明が十分にされているとは言えないからである。その説明を逆に補うヴィヘルンの言説を取り出し、分析することにより、フェルスターの解釈・

評価の意味連関がヴィヘルンに即して生き生きとしたものになる、と考えられる。

フェルスターのヴィヘルンに対する評価を要約すると、およそ次の四点に集約できる。

第一に、「危険にさらされ堕落した青少年に対する自由精神の教育の意義について完全な原理的理解を有した、数少ないキリスト教的教育（学）者の人」⁽⁷⁾という評価。

第二に、「荒れた青少年に対して圧制的な監督や締めつけの厳しさは、最悪の影響を与えるものである、という一貫した信念により、ラオエス・ハウスの紀律の形成を果たし」⁽⁸⁾、そして、「指導者と生徒の愛情に満ちた協同を本質とする、とても注意の行きどいた監督を心がけた」⁽⁹⁾という評価。

第三に、第二の評価に関連するものであるが、「手に棒をもつて指導し監督することを承認しなかった」⁽¹⁰⁾、しかし、「棒の不在は、決して罰の放棄を意味していなかつた」⁽¹¹⁾という評価。

第四に、ラオエス・ハウスにおける教育活動が、制度やシステムとして形式的・機械的な機能に陥らないように、一人一人の人格への生き生きとした柔軟な働きかけを大切にしたことへの評価。

三、フェルスターのヴィヘルン評価についての検討

①

まず第一の点であるが、不思議なことに、ヴィヘルンの教育思想や活動において、自由という概念がライトモチー

フとして掲げられることはないし、ヴィヘルンの諸々の著作や論文のタイトルに自由という語句は見当たらない。また、ヴィヘルンの自由についての叙述も分量的に目を引くものではない。

しかし、その叙述をよく読んでみると、彼の教育論において、自由精神は、実質的なライトモチーフの一つであることが、わかる。

ヴィヘルンが「自由」と書いたとき、そこには、二つの自由概念が想定されてくる。一つは「積極的自由」(die positive Freiheit) だねり、そして、もう一つは「消極的自由」(die negative Freiheit) だねる。彼において、眞の自由とは、積極的自由、即ち、「内的自由」(die innere Freiheit) のことを指してくる。それは、「この世における罪と、神からの離反を克服する」という、キリスト者の向かうべき理念を示してくる。換言するべく、この自由は信仰によってのみ得られるものとするところになる。⁽¹⁴⁾ 「人間の生活は、この信仰の力によって真にキリストの中に根ざす限りにおいて、自由なのである」という指摘がそれを端的に言い表わしている。

それに対して、消極的とは、「外的自由」(die äußere Freiheit) のことであり、人間が、キリスト教信仰とは関わりなく、自然的・主体的に行使できる自由を指している、と思われる。つまり、それは、この世において人間自身が主体的に判断し、行為を選べる状態を第一義とした概念と言える。ヴィヘルンの場合、この消極的自由は、積極的自由の実現に向けて用いられてこそ、意義を有するもの、とされる。即ち、第二義的な位置づけである。

そして、教育の目的は、積極的自由・キリスト教的自由へと人間の精神を導くこととなる。⁽¹⁵⁾ こうした考え方には、ヴィヘルン固有のものではなく、キリスト教的視座の根本的特徴であり、内在の宗教としての自然宗教や、人間の内に自然的根柢を有する人道と一線を画し、論争・対立を生み出す契機ともなった。(必ずしもそうなるというこ

とではない)。

ところで、フェルスターは、キリスト教至上主義者ではなかつたが、キリスト教信仰をその思想の基盤に置いていたことは確かであり、先に述べた、ヴィヘルンにおけるキリスト教的自由の考え方を有している。

それでは、フェルスターは、ヴィヘルンのキリスト教的自由の精神を専ら評価したのであろうか。しかし、キリスト教的自由に向けての教育の主張というのであれば、それはヴィヘルンに限つたことではなく、数多くのキリスト教的教育の推進者にも当てはまるからして、とりわけヴィヘルンの名を挙げるまでもない。フェルスターがヴィヘルンを「自由精神の教育」に理解を有した「数少ないキリスト教的教育(学)者」の一人と持ち上げるのは、ヴィヘルンの表現で言えば、積極的自由と関わる消極的自由への教育的配慮の話ではないだろうか。つまり、根本的にキリスト教的自由の精神に規定されつつ、キリスト教概念を用いどもそれ自体として取り上げうる(表現しうる)人間の主体的自由や自律性に関わって、ヴィヘルンの教育的思惟と実践を評価しているのではないか、ということである。

ヴィヘルンは、ラオエス・ハウスで生活する子どもたちの様子について次のように言う。「親のいかなる真剣さも、兄弟のいかなる願いも、教師のいかなる懲戒も、その意志を屈服させられなかつたような、飼い慣らされず管理できない多くの少年たちは……自由に喜んで、自分たちに強烈な印象を与える生活領域に没頭する。⁽¹³⁾」ここでは、外部からの働きかけや強要を拒否した子どもたちの、主体性、内面性や自発性に光が当てられている。この子どもたちに「不愉快やあきらめ」、あるいは、「ヒツツヘル」は無縁とされる。というのも、ラオエス・ハウスは、「矯正施設とは本質的に異なつた救護の家(das Rettungshaus)としての家庭」であり、そこでは「活発に動けぬ」との

自由」(die Freiheit der Bewegung)が尊重されてゐるからである。

それは、自助の精神、生活の規則や協力が大切にされる場であると同時に、くつろいだ、あたたかな雰囲気があり、一人一人が大事にされるという実感をもてる場である。⁽²⁾ その場においては、個人の主体的選択の余地が、内的及び外的に認められる。つまり、自由の本質をなす、個人の意志（行為の動因）の実現と、それを可能にする物理的・空間的・制度的環境の開放性がある程度配慮されている。

物理的・空間的環境という観点でみると、ラオエス・ハウスの「壁や屋根は、子どもたちにとって越えたり、飛び降りたりできないほどには高くない」⁽²⁾ のであり、従つて、それは、逃げ出そうとすれば逃げ出せるような環境と言つてよい。つまり、物理的・空間的に閉鎖的・抑圧的でない場、あるいは、そこに留まる」とも、また、そこから出ることもできる場なのである。子どもたちに対する一つの信頼のあらわれともとれる。

また、制度的環境という観点でみると、第四の点にも関わるのであるが、子どもが施設から逃げたら、心配して搜すことはあるが、子どもが発見されたとき、再び施設に受け入れられるかどうかは、その子ども本人の意志にかかる。自分から立ち戻ったときは、拒否することなく受け入れる。自由意志が尊重される。しかも、本人が施設に戻ろうとするのならば、施設の仲間たちは喜んで迎え入れる。⁽²⁾ そこには、自由と協力の交錯がある、と言つてよい。制度的にみて、子どもの扱いは機械的でなく、一人一人に柔軟に対応するものである。

ラオエス・ハウスにおける「活発に動けることの自由」に関わって注目されるのが、労働と遊びである。遊びが自由時間であることは言うまでもないが、労働には、施設の生活で毎日必要とされる規則的労働と、自分の興味・関心に従つて選んで行える労働がある。個人の好きに選べることががらと、すべての個人が共通にやるべきこと

がらとがあること、そして、このことが教育施設であるラオエス・ハウスにとって不可欠な要件となつている、と考えられる。

また、ヴィヘルンの、自由に関わる独特的の教育的配慮がみてとれる例として挙げることができるのが、「自由のはく奪」(die Freiheitentziehung)という罰概念である。ヴィヘルンは記す。「自由の悪用が起つたときのみ、教育世界において、自由のはく奪が行われる。それは、自由の価値に由来するのだが、自由が悪用されたときに、自由の価値を正當に認識せんがために、起るのである。…例えば、少年が授業や遊びにおいて注意力が散漫だつたり、人の邪魔をしたりしたら、彼は、他の人たちと共に応答したり遊んだりしてはならず、ただ自分自身を反省しなくてはならない。⁽²⁴⁾」あるものやあることの価値や意味が強く認識されるのは、一つに、それが欠如したときである。自由のはく奪という罰は、自由とそれを行ふる自己についての反省の契機として、子どもに適用される。

こうしてみてみると、ヴィヘルンの自由精神についての教育的思惟には、自由な教育と自由への教育という一面性がある、と思われる。「自由な」というのは、子どもたちが主体的かつ随意的に選択できるという意味での自由がある程度認められた環境であるということ、そして、「自由へ」というのは、子どもたちが真の自律・自立に向けて教育的に配慮されることを、それぞれ意味している。後者の自律・自立とは、主体的かつ随意的に判断できるだけではなく、ルールを守り、他者との協力や自分の責任を果たし、必要とあらば自己（の欲求）を抑制し、理性的な判断と行動がとれる、自由な状態である。従つて、自由への教育において、ヴィヘルンは、子どもが必ずしも最初から主体的に欲したり理解するとは限らないこと（例えば、共通の労働やルール、罰など）を子どもたちに課すという面を保持するのである。それは、その生活過程で子どもが進んで主体的に自律・自立に向かつて変容すること

の手助けの契機として存立する。

以上のような、ヴィヘルンの自由をめぐる教育論には、できるだけ外的抑圧をなくし、子どもの自由や個性を尊重し、子どもに愛情を注ぐという基本的な姿勢がみてとれる。フェルスターに言わせるならば、これまで伝統的なキリスト教的教育は、多くの場合、とりわけ、不良の子どもたちの教育において、抑圧的であった。そうした傾向に対し、同じくキリスト教的教育の土壤にありながら、子どもの自由や人格を大切にした、ヴィヘルンの教育論とその実践は歴史上注目に値するものであつたし、そのフェルスターの解釈・評価も適切であつた、と考えられる。次のフェルスターのことばには、ヴィヘルン評価につながる、伝統的なキリスト教的教育についての批判的視座が含まれている。

「確かに、教護教育は、今もなお、古い誤りを普遍なものとしている。古い誤りとは、堕落した意志が外から押さえつけられ、変えられなくてはならない、という考え方のことである。これは根本的に誤っている。ふつうの人間は、甚大な損傷を受けることなく、厳しい強制に耐えることができる。しかし、堕落した人間や、荒れた人間や、そして、異常な衝動に悩まされている人間は、もっぱら外的抑圧ばかりを受けることによって、ますますバランスを欠いた人間となってしまう。確かに、そうした人間には、強固な秩序が必要であるが、しかし、彼を前進させるようなしつかりしたやり方で秩序に従わせるために、彼にとつて、自由と信頼がもつと必要とされるのである。更に、自尊心への訴えかけも必要とされる。この自尊心の本性により、人は、刺激されても極端や過度には至らず、意志薄弱に陥らないのである。彼は、溺れている人が空気を必要とするように、こうした自尊心への訴えかけを必要としている。そして、彼は、勇気づけと訓練を切に必要としているのだが、我々はその彼を信頼せずに力でもつて、彼から

自分を守ろうとするのならば、彼は絶望する。」⁽²⁵⁾

②

次に、「指導者と生徒の愛情に満ちた協同」や、指導者の「注意の行きとどいた監督」を心がけたという、フェルスターのヴィヘルン評価についてであるが、ヴィヘルンのラオエス・ハウスでの実践はもちろんのこと、ヴィヘルンの次のことばにも、この評価の妥当性が端的に読み取られる。

「教師は、生徒が獲得すべき精神的財産の豊かな所有者である。また、教師は、その技術で生徒にこうした宝を所有させるために、生徒に自分の愛を感じさせるような、生徒の友であるべきである。だが、救護施設では、教師は、単にそうであるだけではなく、施設の父であり、生徒は自分の子供であり、家族であり、そして、彼らが熱意・意志・知力・感謝の気持ちをもつてこれらの宝を受け入れるように、彼らに宝を提供し、彼らを愛で満たす。」⁽²⁶⁾

③

第三の、罰における「棒の不在」という、フェルスターのヴィヘルン評価について。

ヴィヘルンは次のように言っている。「我々は、体罰をつらい虐待とは理解しない。しかし、体罰と言つても、頭への危険な殴打ではなく、棒での背中への殴打である。もちろん、ふだんは、懲罰の器具は使用しない。：：たいていの子どもたちにおいては、体罰を用いる必要はない。何人かの子どもたちには、体罰を一度だけ、ちょうどよい時に、厳格にではなく、用いるだけで十分である。何人かの子どもたちは、体罰が彼らを譲讓へと導くために、

一度用いるだけで十分である。」⁽²⁷⁾

ヴィヘルンは、子どもの健康・心理や個性を考慮しながら、体罰の乱用を退けてはいるが、体罰すべてを否定ではない。そして、フェルスターが指摘するように、棒を全く用いないなどというのもない。となると、フェルスターのヴィヘルン評価は、必ずしも適切であるとは言えない。

(4)

第四に、一人一人の人格を大切にする「人格の原理」⁽²⁸⁾ (das persönliche Prinzip) を保持したと考えるフェルスターのヴィヘルン解釈についてみてみる。

ヴィヘルンは、子どもの扱いについては、一人一人の個性や様子に応じて柔軟に対応することを肝要と考えていた。ラオエス・ハウスには、一般的規則はあつたが、個々の子どもの扱いにおいて規則の形式的・一律的適用はできるだけ避けられていた。例えば、罰を行使する場合、ラオエス・ハウスでは、形式ばつた罰の規則はなかつたし、ラオエス・ハウスから子どもが脱走した場合も、子どもの扱いについて「⁽²⁹⁾あるべき行動について一般的に妥当する規則はない。個々のケースごとに対処されるべきである」とされる。この一人一人に向き合った対応については、フェルスターの言う通りである。

結語

フェルスターのヴィヘルン解釈・評価は、一部、不適切なところがあつたものの、全体的には妥当なものと思われる。

ところで、すでにみてきたことからもわかるのだが、フェルスターが評価したヴィヘルンの教育論及び教育実践における、自由精神の教育、指導者と生徒の愛情に満ちた協同、人格的原理などは、ヴィヘルンにおいて一般人間陶冶の言説で多くが語られている。もちろん、ヴィヘルンは根本的にはキリスト教的教育の土壤で考へているのだが、彼はラオス・ハウスの教育実践においてキリスト教教義の説明や礼拝を過重にすることは避け、信仰の促成栽培的取り組みもしなかつた。⁽³⁰⁾ ラオス・ハウスの教育の精神の多くが（すべてではない）一般人間陶冶の言説で語ることが可能であり、しかし、また、キリスト教精神でもつてより深く、時には付加的に語ができるといふ、二重性を有している。この二重性の内に、フェルスターは、ヴィヘルンの一般人間陶冶の言説としてある程度語りうる教育的思惟を評価している、と思われる。

[註]

- (→) Poggeler, F.: Die Pädagogik Friedrich Wilhelm Foersters, Freiburg, 1957.
- (∞) Foerster, F.W.: Manifest für den Frieden, Hippel, B. (Hrsg.), Paderborn, 1988. S.195 ~ 199. (大蔵文庫三)
- (∞) Bunke, E.: Johann Hinrich Wichern, 1956.
- (4) 例へば現在、一・ケン・ハカベ・ネル・ヌラカ・グルノの著作が、ム・ヌ・ヌ・ハ・リ・ハ・カ・ヌ・ム・ヌ・ルスターの著作が、それぞれ出版せられてゐる。
Wichern, J.H.: Schriften zur Sozialpädagogik, Regensburg, 1964.
- Forester, F.W.: Schriften zur politischen Bildung, Paderborn, 1988.
- (5) Nohl, H.: Die pädagogische Bewegung in Deutschland und ihre Theorie, 7.. Aufl., Frankfurt am Main, 1970.
- (6) 読題十一……『毛法義理学』東大出版部
（∞） Foerster, F.W.: Schuld und Sühne, 4.. Aufl., Trier, 1961. S. 148.
- (∞) Ebd. S. 210.
- (∞) Ebd. S. 211.
- (∞) A.a O.
- (∞) Ebd. S. 212.
- (∞) Ebd. S. 213.
- (12) Johann Hinrich Wichern Sämtliche Werke, Peter Meinhold (Hrsg.), Band 1, Hamburg, 1962. S. 57.
- (14) Ebd. S. 58.
- (15) Ebd. S. 57 ~ 58.
- (16) Ebd. S. 58.
- (17) Johann Hinrich Wichern Sämtliche Werke, Peter Meinhold (Hrsg.), Band 7, Hamburg, 1975. S. 276.
- (18) 小木戸・ぐわべの教育論、教育実践、教育思想（ナ・ク・ル・が・著・て・る）以上二つは、次の繰りを参照の上。

原稿：「やくらんへの教育論」（『教育思想』第14号）・一九八七年。

拙稿：「小オホク・ハウスの教育実践の根底にある教育理念はいかに」（『大阪大学人間科学部紀要』第18巻）一九九一年。

- (18) Ebd., S. 464.
- (19) Ebd., S. 470.
- (20) Ebd., S. 42, 106 ~ 107.
- (21) Ebd., S. 464.
- (22) Ebd., S. 489.
- (23) 施設は決していいものばかりではなく、その苦しみや不幸が軽くなるものばかり。施設の仲間全員で支えあうのが大切。
- (24) Ebd., S. 462.
- (25) Ebd., S. 92 ~ 93.
- (26) Johann Hinrich Wichern Sämtliche Werke, Band 7, S. 474.
- (27) Ebd., S. 487 ~ 488.
- (28) Foerster, F.W.: Schuld und Sühne, S. 213.
- (29) Johann Hinrich Wichern Sämtliche Werke, Band 7, S. 488 ~ 489.
- (30) 翻訳：「ヤマカルへの教育論」36頁。